

正に意氣天を衝く 磐陽健兒の雄姿躍る

昨日の体育大會

一萬米競走記録を突破

石城郡聯合青年團体育大會は四日午前十時から平町縣立磐陽中學校グラウンドにおいて開演運動の好日和でラインのあとも

鮮かに 秋晴れの空はけふの大會を祝福するが如く觀衆は山を築いた定刻ユニホーム姿の二百餘名の選手は入場唐土聯合青年團開始の挨拶をなし小野競技委員長から競技上についての注意あり選手一同は小野委員長を先頭に磐中ラッパ手の

早くも田子候補が ポスター戦皮切り

本日早朝から平町に

吹奏に 合せてグラウンドを一週勝ち負けか何れも壯烈な場面を展開した午前十時半競走と共に百米豫選を筆頭に愈々競技の幕は切つて落とされたが午前中には百米豫選千五百米豫選四百米豫選を行ひ次いで大會の

呼物 となつてゐる同校グラウンドから平窪小學校前までの一萬米競走が行はれ昨年のレコード卅九分十五秒を突破した

△百米(十二秒五分の三)
一高久鈴木安治、二小名濱高野政治、三大野工藤禮三
△四百米(二分五分の二)
一高久鈴木安治、二平窪江尻忠平、三玉川吉田源
△千五百米(五分十秒五)

愈よ縣議選舉は實際運動の時期に入つた平町の街頭各所には本日早朝から中立を標榜して早くも名乗りを擧げた本郡三坂村出身現在福島民友新聞編輯長田子健吉氏の肖像入りポスターが貼られ引かれポスター戦の第一矢は放られた、引續いて各候補者のポスターが選舉氣分を濃厚ならしむる事であらうが自分の氣に食はぬ候補者のポスターだからと云つて無断に破いたりすると選舉法第百十五條の第二項に觸るるものとして三年以下の懲役若しくは禁錮又は二千元以下の罰金に處せられる

頻々捕はる

平署のね手柄

圓以下の罰金に處せられる

窃盗犯

住所不定宮城縣柴田金ヶ瀬村大字平字新町生れ鈴木平吉(三)は二日午前八時頃双葉郡富岡驛構内に於てゴム長靴一足を窃取し午後十時頃平町を徘徊中平署柴崎刑事に逮捕され住所不定石城郡神谷村生れ窃盗前科二犯推野正一(三)は昨年十二月廿四日午後六時頃同郡湯本町字八仙坑夫長屋高久七三郎方に忍入絹織棒編寝巻一

三小名濱吉田豊吉、四好間第一野田章
△柔道、一平青天目源一郎、二平關内甚平、三四倉片奇秀士
△相撲、一好間第一松田純一、二同古市磨、三豊間鈴木福太郎
△八百米リレー(二分五十五秒)一小名濱青年チーム、二高久青年チーム、三大野青年チーム
△二百米(二十七秒)一大野工藤禮三、二高久鈴木安治、三小名濱齊藤安之丞、四同吉田禮吉、五藤原高木常彌、六小名濱高野政治、七草野及川泰良
三時四十分盛會裡に競技は閉ざられ唐土會長より優勝者に賞品を授與し優勝者は來るべき福島縣聯合青年團体育大會に出場することになつて一同萬歳裡に散會した

死を免れて

生さんよりはと

達筆なペンの女文字で

傳馬船の中に遺書

石城郡豊間村俗稱二見ヶ浦海岸に繋いであつた傳馬船の中から二日左記の如き巧みなペンの走り書で遺書様のもので発見され同村巡査駐在所に届出あつたが前日の夕方廿歳前後の婦人が同海岸附近を悄然として歩んで居たのを子供等が見たとの事である爲め若しや自殺を計つたのではないかと同村海士組が海中を捜索中であつた

大相撲取組

九日初日の

既報東京大相撲一行の平興業は初日九日に變更されたかその取組左記の如くである

生れてこの方人は何を求めて生きて来たか、暖い父母のいつくしみ、接しなかつたら私達はどんな人間になつておたせうあたら死をまぬかれて涙に生さんよりは神に歸る事を私はよこんだ居ります、父母様にも強情な私でした、今となつては何んとも辯解がまじい事は中上げません只私はこの強情な心に打ち勝つ勇氣のなかつた不幸者と御あきらめ下さい、私が死んだらさつと平和な家庭になつて皆様はよろこびの朝夕をむかへられませう、私は家庭にとつては最大な悪魔でした旅から旅を歩いてゐた私はいつこんなへんくつ者になつたかさへ考へられぬ様な人間なんです父母様小言を教育と思つては間違ひ

西の海 常陸 岩
宮城 山 太刀 光
綿川 山 眞 鶴
清瀬 川 眞 鶴
星川 眞 鶴
阿久川 眞 鶴
朝錦 眞 鶴
綾錦 眞 鶴
白岩 眞 鶴
立川 眞 鶴
乙女 眞 鶴

永戸納税表彰 石城郡永戸集輪組合村にては模範納税者として合津保見外九十六名に對し同村役場にて本日表彰式を行つた

合戸青年登山 石城郡合戸青年團にては團長外廿名が二日小川村二荒山に登山したと

選舉の心得

本縣警察部發表

(四)

○連續して選舉人に面接したり、又は電話で選舉運動をしてはならぬこと
○何人でも自分の投票を得る爲に又は他人に投票を得しめたり若し得せしめない爲に引續いて個々の選舉人に面接したり、又は電話で選舉運動をすることはならぬこと
○若し之に違反するものは犯罪になり、戸別訪問と同じ刑罰を受けます。
○選舉權のない者は選舉

事務長や選舉委員や又は選舉事務員になつてはならぬこと
選舉權のない者は選舉事務長や、選舉委員や、選舉事務員になることは出来ませぬ、若し之に違反するものは犯罪になります。
選舉權のないといふことを知つて居つて、選舉事務長や選舉委員や、選舉事務員に選任した者も犯罪は免れませぬ。
○選舉事務に關係のある官吏や、吏員は其の關係ある選舉運動をしてはならぬこと
選舉事務所に關係のある官吏、吏員(府縣市町村等の)

自分の關係する區域の選舉運動をすることはならぬこと
假令演説や推薦狀に依るものでも一切出来ぬのであります。若し之に違反すると犯罪になります。
○選舉運動の爲に頒布したり掲示したる文書や圖畫について注意せねばならぬこと
選舉運動の爲に頒布したり掲示したりする文書や、圖畫については左の事柄を守らねば犯罪になります。
(一)手紙や、葉書や、名刺や選舉事務所に掲示するもの、外は總て表面に其の頒布したり掲示したりする者の氏名と住居と

を書かねばなりません。
(二)名刺の臺紙は白色以外のもは用ひられませぬ。
(三)引札や、張札などの大きさは長さ三尺一寸、幅二尺一寸を超えてはならぬ。そして色を用ふませぬ。そして色を用ふるときは二色以下でなければなりません。
(四)立札や、看板の類は一人の議員候補者について三十個より多く用ひてはなりません。そして其の大きさは縦九尺、横二尺を超えてはなりません。又其の色は白地に黒色を用ひたものに限ります。
(五)立札や、看板の類は

一つの選舉事務所について其の選舉事務所を設けた場所の入口から一町以内の區域では二箇より多く掲げてはなりません。
(六)飛行機などで文書圖畫を頒布してはなりません。
(七)選舉の當日だけは投票所を設けた場所の入口から三町以内の區域で文書圖畫を頒布したり掲示してはなりません。
(八)張札、立札又看板の類は承諾を得ないで他人の土地、建物、扉又は塙などに一切掲示してはなりません。